

第十回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第十八号

昭和二十六年三月二日(金曜日)

午前十一時十六分開議

出席委員

委員長 前尾繁三郎君

理事 河原伊三郎君 理事 野村専太郎君

理事 藤田 義光君 理事 門司 亮君

生田 和平君 角田 幸吉君

門脇勝太郎君 川本 末治君

田中 啓一君 吉田吉太郎君

山手 満男君 久保田鶴松君

木村 榮君 立花 敏男君

大石ヨシエ君

出席國務大臣

國務大臣 岡野 清豪君

出席政府委員

地方自治政務次官 小野 哲君

總理府事務官(地方自治行政課長) 奥野 誠亮君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

三月一日

委員 黒澤富次郎君及び田中不破三君

辭任につき、その補欠として中島守

利君及び生田和平君が議長の指名で

委員に選任された。

同月二日

委員 上林山榮吉君及び久野忠治君辭

任につき、その補欠として小玉治行

君及び角田幸吉君が議長の指名で委

員に選任された。

本日の会議に付した事件

公聴会開会に関する件

地方税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四五号)

○前尾委員長 それでは開会いたしま

す。地方税法の一部を改正する法律案、

内閣提出第四五号を議題といたしま

す。これより質疑に入ります。門司亮

君。

○門司委員 先日の大臣の提案理由の

説明に對しまする質問を行います。前

に、一応地方財政に関する問題で、お

聞きたいと思つてあります。地方

財政の問題はもうすでに大臣は十分御

存じのことだと思つて、従つて私

は率直に意見だけを申し上げて、そ

うして大臣のお考えを聞きたいと思

つてあります。

今度の税法の改正は、内容を見ま

すと、税法改正といふ大きな考え方

なくて、主として税の取扱いに對する

事務的の改正のように、われ／＼に考

えられるのであります。こういう事務

的の改正だけであつて、この程度から

来る地方財政に對する影響といふもの

は、私はきわめて薄いような気がする

のだが、一体大臣はこの程度の改正し

かできないか、あるいはこの程度

の改正でいいというようにお考えに

なつておられるのか、この点をひとつお聞

きしておきたいと思つてあります。

そういうことを私が聞きますのは、地

方の財政といふものが、非常にきゆう

くつになつておられます、この前の地

方税の改正で大幅に財源が委譲され

たといつて世間では伝えられておりま

す、実際の地方自治体の経済的の事情

といふものは非常に悪いのであつて、

現状ではいかんともしがたい状態にな

つておる。従つてこの際地方税の改正

を行いますと同時に進むなければなら

なかつたのは、地方財政法の改正が必

要ではなかつたかといふことでありま

す。ことであります。この点について

先のお尋ねと同時に、あわせてひとつ

お聞かせを願ひたいと思つてお

ります。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます

す。御説の通りに今度の税法改正案

は、はなはだ御不満であらうと思ひま

す。それは私も御説の通りな考え方を

持つております。と申し上げます。こ

の地方税の改正案を今回出しました

のは、この前に出しましたところの税

法のほんの手直しぐらいの程度になつ

たのであります。ただ私自身といつたし

ましては、昨年の夏皆様方の御審議を

得まして、あの歴大な地方税法を改正

いたしましたのでございまして、しが

し歴大であると同時に相当画期的なも

のでございまして、研究もよくし

なければなりませんし、また実情にも

合せなければならぬといふことで、も

し今国会に間に合いますれば、相當な

内容についてもいろいろ検討を加え

て、税法の改正案を出そうといふ考え

をもつて臨んだのでございまして、

も、しかしながらいろいろな條件がご

ざいまして、御承知の通りまだほん

とに税法を実施いたしましたから、あ

まり時日もたつていないといふこと

ございまして、またその税法が不幸に

して昨年の四月一日から実行すること

ができなかったものでございまして、

ら、税法そのものよりも、その実施が

遅れたという点において、またいろいろ

な困難も出ておつたといふようなこ

ともございまして、またもう一つの大き

な原因といつたしましては、地方行政調

査委員会報告が出ましたものでござ

いまして、できるならばこの地方

行政調査委員会報告に基きまし

て、地方制度そのもの、すなわち事

務の再配分といふものも、今国会で何

とか実行したいといふようなことも考

えております。そういうことと、そ

れにつきましてはまた税法に、すなわ

ち地方に對する財源措置も相當大幅

に考えなければならぬといふこともご

ざいまして、そういうことを勘案いた

しまして大きな税法の本質的の改正とい

うものをつくるのにひまどりもしま

す、同時に一つの満たされぬ条件が

ございまして、どうしても大きなこと

をするわけには行きませんのでござい

ました。でございまして、この際は

一応この前いろいろ皆様方の御審議を願

つたときに御忠告をうむりました

いろ／＼なことを参考にし、ただ簡単

に手直しをする、こういう意味の税法

改正案に落ちてしまいました。でただ

いま門司委員の仰せのごとき感じのも

のになつて出て来たものでございま

す。でございまして、私といつたしま

してはこの地方財政が非常に窮迫して

おるといふことと同時に、将来地方の

自治行政といふものに大幅の改革があ

る、それを見込んで、その際において

相當の大幅並びに根本的の改正案も考

えてみたい、こう考えております。そ

れを先に延ばしまして、ただいま間に

合せの税法を出した、こういうこと

ございまして、御了承願ひたいと思

ひます。

○門司委員 それでさつきもちよつと

お聞きいたしておきましたが、その次の

問題は、この税法は今の大臣の御答弁

のように、實際事務的の單なる内容的

の整備という程度にすぎないので、こ

れだけは地方の財政にほとんど影響が

ないといふように考へるのでありま

す。従つてさつき申し上げましたよう

に、地方の財政をどうするかとい

ふことは、今度の税法改正ではその実現

が見られない、いわゆる地方の財政の

充実をはかることができないといふこ

とになれば、あわせて考へられるもの

は、さつきも申し上げましたように地

方財政法の改正がどうしてもこの際必

要ではないかといふことであります。

特に税法だけの改正をいたしましたお

りまると、どうしてもこれはやはり

重税を課するような形が現われて来る

と思つて、従つて税法だけをいかに修正

しこれを變更いたしましたも、現在す

でに地方の住民の担税能力といふもの

が限界に達してあります。今日、これ

いかにようになつてしまつても、なか

／＼地方財政を十分にかまかなうだけの処置

といふものは私は困難じやないかと思

つて考へられるものは、現在平

衡交付金の改正と地方財政法の改正、

この二つが地方の財政の問題に大きな

ある起債のわくは、そちらの方にまわさなければならぬのじやなからうかと
いうふうなことも考えられます。また
起債の許可方針に關しては、なる
べく恣意的な方針は避けなければなら
ない。最初からわくの範圍について限
られた方針があるならば、それを立法
化して明確にしておいた方がいので
はなからうかという考え方もございま
すので、このような方針をとつて来
参つておるわけでありませう。しかし
それにつきましても、門司さんが指摘さ
れましたように、あるいは災害復旧費
でありますとか、あるいは公益事業費
でありますとか、こういうふうなもの
については、この種の制限を置いてい
ないわけでありませう。しかしながら
ともと経済界が安定いたしましたして、地
方団体が起債を自由に発行できるとい
うふうな段階に立至りましたならば、
この種の規定はもとより検討して改正
を加えなければならぬであらうと考
えております。またそうした時期の一
日も早く来ますことを、われわれとい
たしまして希望いたしておるような
次第でございます。

○門司委員 次に私は條項について質
問しようと思いましたが、今の大臣の
答弁並びに奥野君の語を承りますと、
この機会にもう一言この問題について
お聞きしておきたいと思つておるま
す。なるほどお話のようなことは、わ
れわれも十分承知をいたしておりま
す。しかし考えていただきたいと思
いますことは、地方の自治体の財源とい
うものは、財政的に見て、あるいは税
の種目等から考えてみましても、弾力
性を持つておられますものが割合に少
いのでありまして、きわめてきゆうくつ

な範圍で税金がとられるということ、
平たく申しますならば、とりい税金
はほとんど国が徴収しておる。そうし
て割合にとりい税金が地方に課せ
られておるといふことが、税の總體の
上から見てはつきり言えるのでありま
す。御存じのように本年度は大体二千
八十億ばかりの税収入になつておりま
す。しかも地方財政をまかさないです
平衡交付金が、政府の原案によりまし
ても千億出されておる。地方財政のベ
ランスといふものは、税金でまかない
ますものが二千八十億であつて、政府
から補助しなければならぬものが千
百億である。あるいは地方財政委員
の要求によりますれば、千二百億を要
求し、さらに地方公共団体の意見を結
合して参りますと、三百億ぐらゐはふ
やさなければならぬような数字が出
て参るのであります。こういうことか
ら考へて参りますと、税法改正とい
うものは、單に地方税の改正だけはい
つまでたつても今日の問題は解決が
つかない。地方の財源を充実しようとす
るならば、どうしても国税に對して何
らかの処置をとらなければならぬ。
こういうことが考へられて来るのであ
ります。従つて地方が、自主的自律性
を憲法で定めておられますように十分
發揮する、その裏づけとして財政を
充実させようとするならば、地方税だけ
ではなくして、国税全体に對する一つ
の改革がこの際必要ではないかとい
うように考へておられます。とりい財源は
國がことごとくつており、比較的とり
にくい財源を地方に渡しておつて、これ
で地方の財源は非常に充実されたのだ
といふようなことになると、われわれは
非常に迷惑を感ずるのであります。一例を

申しますならば、二十四年度に行いま
した酒の税金等も、國民の消費の關係
から、全国平均した消費の状態を示し
ておられますので、これはやはり地方に
均霑して返すのが正しいのではないか
という、観点から、二十四年度は、御存
じのように酒に對しては、消費税の百
分の五といふものを地方税として徴収
しておつたのであります。ところが二
十五年度の予算で、これがいつの間
にか消えて今日に至つておるのでありま
す。地方の財源を充実するといつてお
きなながら、国税の中にせつかく百分
五でも食ひ込んで行つて、そうして従
来国税でとつておつたものを、地方税
にまわすといふ財源措置に對する考へ
方が、現在の政府はよほど考へ方が狭
いのではないかと考へておる。今日の
酒の税金の額から申し上げますと、百
分の五といふにしても、本年度の予
算でこれが千三十億を見ておられます
ので、大体五十億以上のものが地方財源
として、当然地方に配付されるべき金
であつたとわれわれは考へておる。こ
の点は大臣はどういうふうにお考へに
なつておるかといふこと、国税、地
方税を通ずる改革が、さつきの大臣の
答弁からいいたしますと考へられるので
あります。この点について大臣はどう
いうふうにお考へになつておるか、も
う一度御答弁願ひたい。

意味の御答弁であつたと私は解釈いた
しますが、先ほど私が申し上げました
ように、地方の自治体はおのづから性
格を持つておられます。住民自体が非常
に担税能力の乏しい町村に参りますな
らば、とらうといつても實際はとれぬ
のであります。従つてどうしても税率
を下げるを得ない形が出て来る。比
較的担税能力を持つておられます自治
体には、きめられた標準税率あるいは標準
税率以上の徴収ができるものと考へら
れる。ところがそれらの地方におきま
しては、それ以上の設備の必要が考へ
られます。震災の復興であるとか、あ
るいは学校の建築であるとか、道路の
改修であるとかいうふうなもの、言葉
をかえていいますならば、文化施設と
してもいろいろの改修の問題が考へら
れて来る。この間の地方の自治体の実
情といふものが、十分に把握できてお
らなければ、地方財政に對する完璧を
期するといふことは、私どもは困難だ
と思つて、従つて、私が聞いております
のは、ただ通り一べんのりくつだけ
では、今日の地方の自治体の財政とい
うものは完全に行かないといふこと
である。どうしても地方自治体のおの
づからの特異性といふものがそこに生か
されて来なければならぬ。この考へ方
が、ちつともこの地方税法の中には現
われていないのであります。従つて
ここに書いてある、あるいは地方財政
法の中に書いてあることを、文字通り
に解釈して、地方の財源措置をして行
こうとするならば、私は必ず無理が出
て来ると思つて、この点については、私
どももいたしましては、今の奥野君の
答弁だけでさうでございませうかと
言ふわけには参りません。この点はな

政府におきましても、十分、ひとつお
考えを願ひたいと考へておられますの
で、前の質問に對して大臣からこの際
はつきり御答弁を願ひたいと思いま
す。

○岡野國務大臣 お答へ申し上げま
す。これは門司委員の御説の通りで、
私も同感でございます。でございま
す。先ほど申し上げましたよう
に、行政調査委員會議の報告がほん
とりに実現されますと、そのときには
相当大幅に市町村に事務が委譲されま
す。そういうことになりますれば、そ
れに對する財源措置を講じなければな
らぬ。それで、たゞいまの地方税の財源
といふものは、みな弾力性がなとい
うことも門司委員の御説の通りでござ
います。それで、ございませうから、私自
身といつたしましては、將來地方公共団
体の事務が画然と定められたとき
には、中央地方を通じて税制を改革し
なければならぬ、さういふ考へを持つて
おられます。これが先ほど申し上げま
した大幅の税法改正ということに、私
はまだ十分なる踏切りがつかない、同
時に決定を要しないので、税法の改正が
非常に重要なことになつており、この程
度の改正案しか出せなかつた、さうい
うことでございます。ですから私はあ
なたの御説の通りに考へておりました
で、中央地方を通じて税制改革をや
らなければならぬ。すなわち端的に申
しますれば、地方に相当な税源を興えな
ければならぬ、さういふ意味で地方税
法に根本的な検討を加えなければなら
ぬ、さう考へておられます。同感でござ
います。

○門司委員 もう一つつ込んでさら
に聞いておきますが、今の大臣の答弁

保険金でありますからかけることが当然ではあります。現状は非常に納付の成績が悪いのであります。そこでどういふ形で法律できめられて、そして税金の形でとられることがいいという議論は、一応成り立つのであります。しかしこれは実際面の議論であつて、保険金が法律で税金と同じように取立てられることが、一体税といふものの本質から考へて、正しいものであるかどうかといふことの説明を、この機会に伺つておきたいと思ひます。

○小野(哲)政府委員 私からお答え申し上げます。まず第一に今回の地方税法の一部改正にあたりまして、徴收方法等について改善を加えて来た。しかしながら徴收方法を改正いたすにつきましては、たゞいま門司さんが言われましたように、当該課税団体の徴收事務の上に混乱を生ずるといふふうなことは、極力避けて参らなければならぬといふことを考へて参つておるのであります。たとへて申しますと、事業税につきましては、法人については申告納税制度をとる。従つてさういふ場合に個人についてもつてはどうか、こゝら意見も実は出ないこともなかつたのであります。しかし現実の徴收機構なり、あるいは徴税能力の点等から考へまして、また事業税が附加価値税にかかるといふ前提のもとに考へまして、なるべく混乱を避けた方がよゝいといふふうなわけで、法人のみに申告納税制度を認めるといふふうな方法をとつたのが一つの例であります。極力混乱を避けて参るよう措置をして参つたといふことを申し上げておきたいと思ひます。またやはり徴税の方法

といたしまして、源泉徴収すなわちこの法律案におきましては特別徴収といふ名称を使つておきますが、これをどうする場合においては、目的は徴收率の向上といふことがねらいでありまして、従つてこの方法をとることによつて徴收義務者等において非常に手間がかかるというふうなことは、極力避けて参りたい。また当該関係地方公共団体その他におきまして、あまりに煩雜にならぬように、できるだけ簡易な方法を考へるようになつて参りたいといふ考へ方から、経費の増高等に極力避けて参る、こゝらの方針を実は持つて参つておるわけでありまして。

最後に国民健康保険税を今回創設いたしましたのは、たゞいま門司さんが言われましたように、できるだけこの種施設の運用が適正に行われて行くうちに、財源措置を講じて参るといふことが基本的な考へ方でありまして、国民健康保険そのものの状況が、きわめて困難な状態に立ち至つておられますので、しかしながらこれを放置いたしておきますと、保険料によつてまかなつて行くといふことは、一層問題がむずかしくなるのではないかと、従つて目的税としてのこの種新税を創設すること、今回創設いたしたいといふ考へ方から、今おるような次第であります。

○門司委員 そのりくつは私はよくわかるのであります。一つの目的税としての考へ方はよくわかるのであります。ただお聞きしておきたいと思ひますことは、私も実はこれに反対しておるわけでも何でもなくて、いいと思ひますが、現実の国民健康保険をどう財源的に処置して行くかといふことは、

これで私はいと思ひますが、ただ片方は、目的税といふことに当てはまるかどうかといふことであります。いわゆる国あるいは地方公共団体が行います総体的な保険であるから、対象が地方公共団体だから、これが一つの目的税になるという解釈をしていいのかわりかといふことに、私は多少疑問を持つておるわけでありまして。いわゆるこれは保険法といふ一つのほかの法律が実はできておりますので、その保険法でもし直せるならば直すのがよかつたのじやないか、徴収することが現在の保険法では困難だから、税金で取立てることがいいという議論になると思ひますが、税金になつて参りますと、滞納いたしますと、それが処分がくつて来るわけでありまして。これをわれわれは考へるのと、もう一つはさつき言ひましたように、公共団体の行う事業ではあります。しかしいづれにいたしましても保険という制度がこれについておられますので、保険金を徴収いたします者が、税金というわけの中で徴収することが、理論上一体成り立つかどうかといふことが、私のまだはつきり割り切れないところがありますので、もう一応お聞かせを願ひたいと思ひます。

○小野(哲)政府委員 国民健康保険税を創設いたしましたのは、社会保障制度の一環としてこれを許可して参りたいといふ考へ方から出たものであります。健康保険を行うという場合におきましては、これはやはりその独立の財源を付與することによつて適正な運営が可能となる、こゝらの方針から申しますと、一般の税目として考へない

で、やはり目的税の性格において取扱うことが、事業の性質からいつて妥當である。また税体系から申しましても理論上も可能である、こゝらの方針を考へて持つておるわけでありまして。従いましてたゞいま御質問がございまして、たゞいま御質問がございまして、実は前々からいろいろ議論もあり、また研究もして参つたのであります。が、今回の改正にあたりましては、これを創設するといふ結論に到達をいたしました。よゝな沿革的な事情もあるわけでございます。

○前尾委員長 大石ヨシエ君。たゞいまして休んでおりましたので、あるいは他の議員の方が質問されたことと重複するかも存じますので、すこぶる簡単に岡野大臣にお聞きしたいと思ひます。実は平衡交付金を政府は返却せよとおつしやつていらつしやいます。市町村は全部平衡交付金はもう使つてしまひました。その点は一体どういふうになつておられますか、この点を詳細に岡野大臣にお聞きしたいと思ひます。

○岡野國務大臣 平衡交付金は御承知の通りに、昨年の十月に仮決定をいたしました。その仮決定は実情に沿つた近に至りましてもございまして、最近に至りまして本決定をいたしました。その本決定をいたしましたにつきましては御承知でもございまして、この前の交付をいたしましたときには税法が通過しておりましたので、四月一日から七月の三十一日まで、地方は収入の道がまつたくなつたといふ情勢

があつたときに、とつさの場合に一応各地方公共団体に配分をしたわけでありまして。それをあとからいろいろ検討いたしました結果、少し向うへ行き過ぎたといふようなところもございまして、返していただくなければならぬといふような結果が出て来てるものもございまして。そこでその方面に對しましてはお返しを願ひたいといふ通牒を出しておるわけでございます。詳しいことは私よく存じませんが、政府委員から御答弁申し上げますが、私の伺つております程度では、いろいろもつ使つてしまつて返せないからといふことで、たいへん困つていらつしやる地方自治団体もおありのようでございます。しかしもしそれを今お返しを願ひたいと、ほんとうにあげなければならぬ地方公共団体の方へまわせば、それから、われ／＼として非常に心苦しい立場にございまして、これをせび返していただくければならぬといふことは考へておられます。しかし返す点において非常に御困難があるといふ地方公共団体に対しては、私も内心何とかこれを救済する道を考へなければならぬと思つて、一応の自分の心づもりはなしておるわけでありまして。詳しいことは政府委員から御答弁申し上げます。

○奥野政府委員 還付の問題は二種類あるわけでございます。一つは新しい地方税法が昨年八月に成立するまでの便宜な方法といたしまして、預金部資金を一時融通を受けるのも一つの方法なのでありますけれども、せつかく予算に組まれておる地方財政平衡交付金を早く配分してほしいといふふうな問題が生じまして、これを一時融資的

に、前年度の地方配付税の額を基礎にいたしまして、概算交付した額がございまして、これは一時融資的な性格のものであるという事は、全地方団体も十分承知しておられるはずだと思っております。その後には地方税法が成立いたしましたして、税収入のあり方というものが非常に変わつて参りましたし、地方財政平衡交付金がそれを基礎にして定まつて参りましたので、返さなければならぬという団体が出て参りました。この金額が、府県では仮決定のときを基礎にいたしまして三十億円、市町村では七十億円に及んでおります。でありますから、この大きな額を、そのまま返さなくてもよろしいというわけにはちよつと参らないのではなからうかと思つておるわけでありまして、

第二の問題は、仮決定をいたしましてから、配分をより合理化いたしますために、最近本決定をいたしました。この数字は府県の方は集まつておるのではありませんが、市町村のはきよう明日に集計ができるのではないだろうかと思つております。それを待ちまさんと、どの程度かわかりませんけれども、仮決定よりも本決定が下つて参つた。年度の終りになりましたから急に財源を削られても、財政の運営はできませんので、これは十分考慮しなければならぬと思つております。それでどのような方法で考慮するかと申しますと、一つは特別交付金の配分の問題がございまして、特別交付金を配分いたします際には、仮決定よりも本決定の方が下つておりました場合には、これを十分しんしゃくいたしたいと思つております。

ればならないにいたしましたし、その団体にあまり無理なことをしていることは適當ではございませんので、その団体として非常に困難な状態に置かれておられます。昭和二十六年度分を四月早々には概算交付をしたい。概算交付をした額でどうしても返さなければならぬものは返していただけたらどうであらうか、そういういたしますと、交付を受けなければならぬ、団体が、元来三月中に受けるべきものを、四月早々まで待たなければならぬという問題が生じて参るわけでありまして、この辺はがまんしていただけるのじやないだろうか、こういうふうと思つておるのであります。大石さんが御心配になつておられます。今申し上げました特別交付金の操作の問題、一つは四月早々に概算交付することによつて返すべき金は、その団体に與えてから返してもらいたい、こういうふうな方法を考へております。

○大石(三)委員 それから岡野國務大臣にお尋ねしたいと思つて、接客人税、その中に芸者、ダンサー、芸者及びダンサーに対して接客人税をかけることは妥當だろうかと思つて、その他の中には、いわゆる特殊飲食店に働いておる俗に言う接客婦、今は日本の國は公娼制度が全廃されておりますが、こうした婦人に対して接客人税をとることは、日本の國は男女同權を認めることは、日本の國は男と同じよに、婦人参政権が與えられて、私たちがのごとくに婦人の代議士も男と同じように国会に席を有しておられます。こういう時代に接客婦に対して、こうした接客人税をとるといふことは、日本の國はまさに公娼制度を認

めておるということと同じになります。岡野國務大臣はこれをいかにお考えになるか、この点について私はお聞きしたいと思つて、

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。接客人税なるものの対象が芸者、ダンサーまたはその他ということでは、実は内容をよく存じませんが、政府委員より申し上げます。○奥野政府委員 接客人税の課税客體になりましては「芸者、ダンサーその他これに類する者」と書いてございまして、大体客からチップを得ておるような者だけを課税の対象にしたと思つておられます。その課税は、接客人がどういふ行為をしていられるかということにはとらわれず、今申し上げましたように、お客さんからチップの類を得ておる人々だけに納めてもらう、こういう考へ方でありまして、それで開き直つて大石さんの御質問をさせていただきますと、そこに問題があるのであります。現在地方自治庁、地方財政委員会において接客人税そのものの存廃について検討を加えておられます。根本的には接客人税そのものに存する問題ではないだろうかと思つておられます。

○大石(三)委員 奥野さんにお尋ねします。それは日本の國で淫売をしてもいいのです。その点詳細にお答え願ひたい。

○奥野政府委員 今お話がありましたように、接客人税の課税客體になつておるのは、その人がお客さんからチップの類を得ておるのかどうかということでありまして、どういふ行為をしたためにチップの類を得ておるかということまでは、税務吏員は検討することは適當でないというふうな考へ方を持つておるわけでありまして、

とに恐縮でございます。しかし接客人税という常識から考へまして、お客様にサービスをして好感を持つて慰安を與えてあげる、こういうことが接客人の性格だろつと思つて、しかしこれは公娼を認めるとか、淫売をするとかいふことはわれわれは考へておりません。そういうことは日本の法律として絶対に禁止されておることでもございまして、われわれの税法の解釈をいたしましては、先ほど奥野政府委員から申し上げました通りに、人さまにサービスをして慰安を與える、そしてチップでももらえば収入がある。税法は収入のあるところから税金を納めていただくということでございますから、この税法の中に接客人税があるという事は、公娼制度を認めておることではございませぬ。またわれわれも公娼に対して税をかけるおるといふ感じを持つておりませぬ。その辺のところは御了承願ひます。

○大石(三)委員 岡野國務大臣の答弁は非常に苦しい答弁です。たび／＼このことを繰返しても同じですからやめておきますが、私の質問に対して、奥野さんはいつごろ詳細な返答をしてくださいますか。

それから巷間伝るところでは、日本の三府四十三県、これは明治四年でしたか、確かなことは忘れませんが、そのころにできた。それを昭和の今日に存続させるといふことは、時代遅れもはなはだしいことである。ゆえに将来は日本の国に道州制をしかんがために、あなた方はアメリカへ御研究にいらつしやつたといふのです。それで地方へ参りますと、人心が非常に動揺してゐる。あなた方がアメリカにおいでになつた真の目的は、日本の三府四十三県、これは敗戦によつて沖繩がありませんが、とにかくそれを將來廃止して、日本に道州制をしかんがためにアメリカに御見学にいらつしやつたのではないですか。今後日本の国を現状のままにするつもりであるか、もしくは道州制をしくか、そのことについてはつきり御答弁願ひたいと思ひます。

○奥野説明員 地方財政一般を視察する目的でアメリカへ参りましたので、それ以外に特定の目的は何も持つていなかったわけでありませぬ。地方財政一般を見ました結果、日本の地方財政についても、いろいろ考へることもございませぬけれども、それは何ら当初から予定されておつた目的でも何でもないわけでありませぬ。向うに参りましても、向うから特定の意図の協力といひますか、あるいは説明といひますか、そういうことを受けておりませぬといふことをお答へいたします。

○大石(三)委員 それではぶつとニュース映画を見るように、アメリカを御見物においでになつたのですか。日本の将来は現状のままであつて、やはり将来も道州制をしかないのですか。

○奥野政府委員 向うの地方自治の運営でありますとか、あるいは地方団体の財政の運営状況とかをいかに見て参つたわけでありませぬけれども、何ら特定の結論を最初から持つて参つたわけではありませぬ。今後の日本の地方行政制度をどうするかといふことは、今後の国会においでおきめになる問題ではなからうかといふふうにお考へておられます。

○大石(三)委員 何でもアメリカ方式にすることがはやつておるのですが、それでは日本は現状のまま道州制をしかないのですか、この点を岡野國務大臣に聞きたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答へを申し上げます。道州制をしくかしかぬかといふことは、私は将来の問題であらうと思ひます。しかぬともいひ得ないし、しくともいひ得ない、こう考へます。と申しますことは、御承知の通り地方行政調査委員會議の報告が出ておりませぬ。その趣旨と申しますところは、市町村に大幅に行政事務を委譲することでありませぬ。そういった市町村のあり方いかんによつては、今の府県のあり方は相当大幅に改変を受けることになりませぬ。それからもう一つ考へなければならぬことは、私が先ほどの門司委員の御質問にお答へ申し上げました通り、地方公共団体に追つて大幅な財源措置をしなければならぬと思ひます。現状におきましては、府県の中には税収が非常に少なくて、立つて行けぬといふような訴えがたかさんあるのでありませぬ。でございませぬから、どうしても府県のあり方といふもの

のに対しては、十分なる検討をしなければならぬと思ひます。そういったしませぬと、道州制といふものがいかなるものであるか、すなわち今ある府県の上にも、もう一つ道と州とかいふ総合機関を設けて道州制をつくるか、もしくは今の府県を併合して道州制にするか、この道州制といふものにつきましても、いろいろ解釈があると思ひます。しかしながら結局私の考へといひましては、将来市町村に事務再配分が確定いたしました後に、府県のあり方といふものに十分なる検討をしなければならぬ。そのときには府県の合併といふものも、一応は問題になつて来る、こう考へておられます。

○大石(三)委員 これは何度答弁してもらつても同じことですから、一つ最後にお尋ねしたいのは、二、三日前の「夕刊京都」に出ておつたのですが、先日京都の市長高山氏が神戸正雄氏に会つた。ところが神戸氏は、五大都市に特別市制を断行する、ことに京都市にモデル特別市制を断行するといふことを確言した。そうしますと、現在でも京都の財政力は破綻を来そうとしておるときに、京都市に特別市制がもし断行されることには、わが京都市民は一体いかなることになるか。岡野國務大臣は五大都市に特別市制を断行し、これにわが京都市にモデル特別市制を断行せんとするお考へがございませぬか、この点については、私は京都府第二区を代表して出ておる代表士でありませぬし、京都府民にとつて最も重大なる問題でありますので、詳細なる御答弁を望む次第であります。

○岡野國務大臣 お答へ申し上げます。先ほど申し上げましたように、これは特別市制をしく、しかぬにかかわりませぬ、財政的に非常に苦しい立場にあるという府県があるわけでありませぬ。お説の京都市に特別市制を断行するといふことは、神戸市長と高山市長との間に、どういふ話し合ひがあつたか存じませぬけれども、これは軽々にただいま論断すべきものではないと思ひます。この特別市制といふものを実行し得ることは、法的根拠がありますけれども、しかししたたごの段階におきましては、私はもう少し検討をしなければ実行に移すわけには行かぬ、こう考へておられます。

○大石(三)委員 それでは岡野國務大臣に特別市制を断行したいと思ひますが、高山市長がさういふことを言つて参りましたときには、ちよつと私にも御相談を願ひたい。軽々にあなたが高山市長と二人で話し合ひをされることは非常に困りますから、私をちよつと呼んでいただくたい。ここで返事をしてくださいます。

○岡野國務大臣 私はさういふやみ取引をすることはきらいでございませぬから、法の命ずるところに従つてやつて行きます。

○門司委員 この際議事の進行上伺ひたいと思ひますが、今政府から出たされ正誤表を見ますと、これは實際正誤表ではないのでありませぬ。法律の案文は出されたそれ自体が何ならぬといふことにはなるのです。これはひとつ刷りかえて出してくれませぬか。委員長から政府の当局に要求してもらいた

と思ひます。全然脱落です。單なる正誤ではないといふことです。第二行目などは全然これは字句のないものが入つてゐるものであつて、これをわれわれは正誤として認めるわけに参りませぬ。ひとつ至急ほんとうのものとして出していただきたい。このままで審議したらえらいことになつてしまひませぬ。

○前尾委員長 門司さんどうですか。これを全然刷り直すといふことになりませぬ、たいへんなものになりますから、一応間違つたところを直させるか何かさういふことでやつたらどうですか。

○門司委員 これはこはそれでも私は済むと思ひますが、全議員にこれは配付されておりますから、おの／＼の政調会その他が御ありになると思ひますが、やはり政調会その他が御ありになる場合になりますと、全然條文がされない場合があります。一ページの二行目に書いてある字句は正誤どころではない。成文か、一つの條文か、挿入しなければならぬことになつてゐる。さういふやうなことは大した手間でもありませんから、至急はつきりして、全部の議員に配つてもらひませぬと、われ／＼がかりに党に歸つて、政調会に説明することにしたしましても、このままでは説明できないのでありませぬ。委員長からさういふお問違ひのな

いようにしていただきたいと思ひます。

○前尾委員長 これは議会の事務局の問題になるのだらうと思ひますけれども、もちろんこれはやはり印刷したものを出すことは出すのでしようが、その前に何か委員会だけでもちよつと考へてもらおうかと思ひますが、いづれにせよ相談しよう。立花君やりませぬか。

九

○立花委員 大臣が畫から来られるならば、畫からやりませぬ。

○前尾委員 来られます。

○立花委員 ちよつとその問題ではな
く……。この間の理事会の模様を御報
告願いたいと思ひます。畫からでもけ
つこうですか……。それから公聴会
なんかやる予定があれば、至急決定し
てもらわなければならぬのでありま
す。

○前尾委員 これは至急お諮りしな
ければならぬのですが……。

この際公聴会開催承認要求の件につ
いてお諮りいたします。一昨日の理事
会におきまして、地方税法の一部を改
正する法律案について、その審議の傾
重を期し、公聴会を来週に開くことに
意見が一致いたしましたので、本案に
対し公聴会を開きたいと思ひます。つ
きましては公聴会を開くことになら
かじめ議長承認を得ることになってお
りますので、衆議院規則第七十七條に
より、公聴会開催承認要求書を議長に
提出したいと思ひますが、御異議あり
ませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○前尾委員 御異議なしと認め、委
員長よりただちに手続をとることとい
たします。

なお引続きお諮りいたしますが、
ただいま議長に対し公聴会承認を
求めることに決しましたが、議長より
承認がありますれば、さらに本委員会
において正式に決議をして開会報告書
を提出することになりますので、も
し承認がありますれば、ただちに委員
長より開会報告書を提出したいと思
ひます。その内容手続等は、委員長

に一任として報告書を提出することに
御異議はございませぬか。

○立花委員 委員長一任をあなたが求
められておりますが、委員長に一任
いたしました非常に明かでないこと
がたくさんあるのであります。委員長
一任の場合は、やはり委員長の總意をま
とめていただくという手続をとつてい
ただけいかどうか。

○前尾委員 その点はこの前にす
でに理事会でお諮りしておるので、あ
なたの方はそばにおられたから御存じ
かと思つたのですが、公述人等につ
いて適當の人を出していただく。大体入
名というところにしてあります。

○立花委員 理事会で問題になつてお
ります共産党を小委員会に入れるかど
うかの問題の結論を……。

○前尾委員 先ほどの点について御
異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○前尾委員 御異議なしと認め、さ
よう決定いたします。

それから共産党を小委員会に入れる点
は理事会にお諮りしたのであります
が、なお党に帰つて相談するといふこ
とで、最後的には決定を見なかつたの
であります。その点御報告申し上げま
す。

○前尾委員 理事会に諮つて全部や
つていたので、私個人の意見では全然
ありません。

○木村(榮)委員 とにかく警察法の改
正は共産党を弾圧する目的を持つてい
るので、それでわれ／＼を小委員から
除外しようとするものところが解
してさしつかえないか。

○前尾委員 私人の考えではござ
いませぬから……。

○立花委員 そういたしますと、委員
長としてはいつごろまでに決定される
つもりか、その見通しを承つておきた
い。

○前尾委員 党に帰つて相談をする
ということになつておりますから、え
う長かかかるとは思ひます
○立花委員 委員長としてはどうい
う見通しで御決定なさるか。私ども
としては在再日を待つわけに行きませ
ん。きのうすでに共産党は参加せず
で、地方行政委員会が警察の見学に行
つておられる。私も案内も受けませ
んから何も参加できない。そういう形
が今後幾日も続くといふことでは、私
ども納得行きません。委員長としての
見通しを承りたい。

○前尾委員 見通しについてはわか
りませぬけれども、そう長い間でなし
に決定したいと思つております。
それで暫時休憩いたします。午
後一時半より再開いたします。
午後零時四十七分休憩
午後二時四十二分再開
○前尾委員 再開いたします。
休憩前に引続き地方税法の一部を改
正する法律案を議題として質疑を続行

いたしました。質疑の通告によりまして
立花敏男君。

○立花委員 これは質問の前提になる
ので、最初にお尋ねしておきたいと思
ひますのは、国家財政と地方財政との
関係です。これは緊密な関係があると
思ふのですが、この点を大臣はお認め
になるかどうか、これをまず最初にお
尋ねしておきたい。

○岡野國務大臣 まさにその通りで
ございます。

○立花委員 これはだれも認めざるを
得ない点であります。そういう観点か
らひとつ質問を進めて行きたいと思
ひます。
最近国家財政が非常に窮迫して参
り、その結果地方財政にいろ／＼なし
わ寄せが行われておる。これもまた動
かすことのできない事実だろうと思
ひますが、この点について大臣はどう
いふふうにお考えになりますか。

○岡野國務大臣 納税するのはやはり
国民でございませぬから、そういうこと
になつて参るわけでありませぬ。

○立花委員 この問題も、やはりだれ
もいなむことはできない。国家財政の
窮迫に従つて地方財政にそのしわ寄せ
が行われておることも事実です。そう
でありますならば、国家財政のあり方
と申しますものが、実は地方財政を論
じます場合に、まず要点になると思
ひますが、どういふ観点から
地方財政と関連する国家財政の問題を
少しお尋ねしたいと思ふのであり
ます。その問題につきましては、国家財
政と申しますものは、国の政治の裏つ
けをなすものでございまして、財政と
政治とは表裏一体なのですが、そうい
う面では非常に特徴的なことが最近起

ておるのであります。この国家財政の
あり方に関して、特に特徴的な問題に
ついてお尋ねしたいと思ひます。

最近日本の状態を見に参られたダレス
が、帰りましてトルーマンに報告を出
してありますが、日本の財政経済に関
して非常に重大な報告がなされてお
るのです。この問題を岡野國務大臣はど
ういふふうにお考えになつておりま
すか、お聞きしておきたい。

○岡野國務大臣 お尋ねしますが、
具体的にどういふことでございまし
うか。

○立花委員 岡野さんは最初の二つの
前提をお認めになりました。国の財政
が地方の財政に影響がある。同時に国
の窮迫した財政が地方財政にしわ寄せ
になるというところをお認めになつた。
そうすると国の財政経済が、どうい
う方向に行こうとしておるか、現在の日
本の財政経済は、アメリカの考え方に
左右されるものが非常に大きいとい
うことは、これまで周知のことですが、
ダレスの日本の財政経済に関する報告
がどういふものであつたかといふこと
を御存じないとは、これは非常に困
つたことなのであります。そういう観
点でおられますと、地方財政の問題
も、結局は根本的に解決できないので
はないかと思ふのであります。地方財
政を担当される以上は、やはり国家
財政の根本的なあり方について、ダレ
スがどういふ報告をしておるかとい
うことを、はつきりつかんでおいてた
だきたいと思ひます。御存じないよう
でございまして、私の方からお示した
したいと思ひますが、たとえダレス
は別なのですが、商業新聞にはつき

にまわし得る金が十分あるというふう
に考へておるわけなのです。だからこ
の問題を解決せしめには、ただ地方税を
二百億ふやすのだというふうなことに
は納得できないわけなのです。地方税
に入りまます前に、まずこういう根本的
な問題を解決する必要があると考へる
から御質問をしておるわけなのです。

○岡野國務大臣 どうも私としてはお
説の骨子がしつかりわかりません。と
申しますことは、国家財政というもの
に對していろいろ御批判があるようで
ございますが、国家財政から地方に對
して何らの要請をしたことはございま
せん。とにかく地方にいたせ、国家の
財政にいたせ、今國民が納税にあえい
で、非常に苦しんでおることは事実で
ございます。でございませうから、国家
財政の方から地方財政にやる平衡交付
金が少かつたからと言つて、これが何
もあなたの先ほどおつしやつたような
長い先の見通しを織り込んで、そうし
てその中に何かからくりがあるのじや
ないかといふようなことは、私は、私
は想像したこともございませぬ。どうも
ちと御質問の要点が私にはわかりませ
ぬ。

○立花委員 あなたは国家財政と地方
財政と関連ないとおつしやるのです
か、どうなんでしょうか。最初に認めら
れたのじやないか。

○岡野國務大臣 関連はございませぬ。
○立花委員 そうすると平衡交付金の
額を決定いたします場合も、地方起債
を決定いたします場合も、国家財政の
あり方ということから、その額が決定
されると思つておるのですが、そうじや
ないのですか。

○岡野國務大臣 国家財政がきゆうく
つてございませうから、地方に對して交
付する平衡交付金も少かつたというこ
とであります。

○立花委員 だから、きゆうくつだけ
らきゆうくつにならないような方法が
あればできると思つておるのです。この
点はどうか。

○岡野國務大臣 その点はどうぞ大蔵
大臣にお願ひいたします。
○立花委員 大蔵大臣も大臣でござい
ませうが、あなたも大臣なんで、そ
ういふ建前からお答へ願へないことは
私はないと思つておるのです。国家財政の編
成にはあなた自身も御参加なさつてい
るのだし、あなた自身のお考へをお聞
かせ願へないことはないと思つておる
ので、これはさうお逃げにならないで、は
つきり御答へ願ひたいと思つておる。明
らかにこれは数字の上でも関連があり
ますので、こういう問題が納得できま
せん、とたび／＼言ひやうですが、地方
税を二百億ふやせと言われましても、
これはどういたしまして、その大前
提となるものに対する政府のお考へは
つきりしない以上は、結論が出せない
と思つておる。あなたのお答へを聞いて
おりますと、最初私がお尋ねいたしま
した地方財政と国家財政は関係がある
んだという言葉を、實際の何では認め
ておられないようなんですが、それは
どうなんでしょうか。

○岡野國務大臣 もう一ぺんはつきり
とあなたの御質問の要点を知らせてく
ださいますか。私にはわかりませぬ。
○立花委員 どういふ点がわかりか
らないのか、ひとつ御説明願ひたい
と思つておる。

○岡野國務大臣 先ほどからダレスが
どう言つたとか、新聞にどう出たとか、
それがどうかいふお話ですが、結局
問題は何かございませう。平衡交付
金の問題でございませう。そうじや
ありませんか。

○立花委員 地方起債の問題もあるん
です。

○岡野國務大臣 じゃ平衡交付金はす
でに何じやありませんか、あなたが
国会として御意思を決定されて、参議
院におまわしになつたじやありません
か。そのときになせおつしやつてくだ
さいませうでしたか。

○立花委員 たれが言わなかつたかと
いふんですか。

○岡野國務大臣 申し上げますが、そ
れは国家財政の予算の問題でござい
ます。平衡交付金を幾ら出すというこ
とは、中央政府の一般予算から出してい
るのです。その一般予算はすでに衆議院
で御可決になつて、参議院に送付にな
つておる問題でございませぬ。でござい
ますから、平衡交付金の問題なんかは、
おそれなく予算委員会で一般会計を御決
定になる前に、問題になさるることでは
ないかと思つておる。

○立花委員 非常に心外な言葉を承
るのですが、私どもは予算が決定するま
でに委員会として問題にする必要があ
るといふことをたび／＼申し上げま
したし、委員長はさういふとりはから
いませぬと思つておる。委員長の不信
任案まで出したわけでは、私どもは納
得なすの問題をやつておる。しかし
したといふこの予算が通りましたとい
つても、地方行政委員会が平衡交
付金の問題を問題にできない、あるい
は地方起債の問題が問題にできない、
あるいはそれに関してあなたの意見が

何えないという問題では私はないと思
ふ。そんなことを申しますと、予算が
通つた以上は国会の審議はもう全部必
要はありませんので、やめてしまつた
方がいんじやないか。結局予算委員
会がきまめしたすえせんを各委員会は
とればいいので、予算に関する一切の
言論は、もう国会では必要ないのだ。
御承知のように、予算は各政策を裏つ
けております。従つて各政策の審議は
もう必要がないといふことになつて来
るような御意見だと思つておる。そ
れは私どもは納得できない。なるほど
自由党あるいは政府といたされま
は、さういふふうな考へ方で予算を一
億千里にお通しになり、地方行政委員
会におきましても、平衡交付金問題あ
るいは起債の問題を故意に問題にな
れず、警察の問題だけを問題にされ
て、ちつとも委員会を開かず、遂に
予算が通つてしまつた。通つてしまつ
たから、問題にしないといふような態
度じや、國民は納得しないと思つて。私
どもはいくら国会で通つた後におきま
しても、問題にすべき問題は問題にで
きと思つて。大臣もまた予算委員会に
おいで通つたから問題にしないのだ、
意見を述べないのだといふのじやなし
に、問題にすべきところは問題にし、
——補正予算だつて参議院でまだいく
らでも出ます。予算そのものがまだ参
議院を通過しての全体の国会を通過して
いないのですから、これは当然問題は問
題にすべきだと思つて、あなたの御非難
は少くとも共産党に對しては当ではま
通りまます前に、地方行政委員会でも予
算委員会と並行的にこの問題は予算と
一緒に出して審議すべきだといふこと

を納得主張して来た。だから、さう
いふ観点から、予算委員会が通つたか
ら問題にしないといふ問題じやなし
に、やはり率直に意見をお述べ願ひた
いと思つておる。

○岡野國務大臣 私は予算の通りま
す前に、その問題についてこの委員会
で御質問があるだろうと予期して、おつ
たのでありますけれども、お呼出しが
なかつたので出なかつたのでありま
す。そのうちに予算委員会は通つてし
まつたといふことですが、問題は、平
衡交付金の問題をこの地方行政委員会
で問題にするとか、しちやならぬと
かいふ問題じやございませぬ。ただ今
おつしやることは中央財政のことにつ
いては私はお答へできませんと申し上げ
たのです。

○立花委員 私は関連的に最初からお
尋ねしておりました。だから、ぼかつと
この税の問題あるいは地方財政のこま
かい問題に入りまして、かんじんな
ところから問題をお尋ねしておきま
さんと、解決できない問題があると思
ひまして、根本的な問題からお尋ねし
ておるわけでありませぬ。だから、最初
に国家財政と地方財政との関係からお尋
ねしておるわけでは、さういふわけ
で、何もそれだけをやる、それだけ
が地方財政のすべてだと言つておるわ
けじやございませぬので、さういふ意
味で、前提となる根本的な問題につ
いてお答へ願ひたい。

○岡野國務大臣 それじや根本的な問
題として、もう一度あなたの御質問を
承りたいと思つておる。

○立花委員 どういふ点がわかりか
らないのか、ひとつ御説明願ひたい
と思つておる。

○岡野國務大臣 先ほどからダレスが

どう言つたとか、新聞にどう出たとか、
それがどうかいふお話ですが、結局
問題は何かございませう。平衡交付
金の問題でございませう。そうじや
ありませんか。

これはもう生活の苦しさから、賃金の低さから、物価の高いところから拂えないのが、そういう何十パーセントかの形で現われておるわけなんで、これを源泉徴収にしてつてしまおうということとは、これは勤労階級が食えようと食えまいと、勤労階級だけからは一〇〇%税金をつてしまおうということなのです。だからこの二つを照し合せてみますと、外国のために軍需品をつくる工場の税金を安くする、しかも日本人の、働く人たちの税金は一〇〇%とつてしまおう、こういうのが今後の改正案なんだ、非常に露骨に現われております。少くとも大臣ともあろうものが、これにお気付きにならないとは言えないと思つておられますが、お気付きにならなかつたならば、今お気付きになつたならばこれを改める意思があるか。

○岡野國務大臣 日本の産業が進展するならば、西歐諸国のために軍需品と何かかというところは、少しうが過ぎたことではないかと思つておられます。われわれは、終戦後八千万の国民を擁して、資金がなく、食糧がなく非常に経済的に困つておられます。でございませうから、何でも仕事があれば仕事をして、そうして経済界が発展して、われわれの生活がゆたかになることを念願しておる次第でございませう。でございませうから、どんなものであつても外国から注文があれば、その原料を確保し、これを生産してわれわれの経済界を発展させて行く方が得じやないか、軍需品をつくるから軍国主義だとかいいます、御承知の通りに、昔チエコスロヴァキアなんかは軍需品ばかりつくつて、そうして自分自身は戦争せずに、

やはり自分の国民の経済を安定し、同時に発展させて行つておられます。今日本が、これはよその軍需に役に立つから仕事をしないとか、いやこれはどこやらの国を助けるから仕事をしないと、かいつて、仕事のより好みしておつたら、われわれは食つて行くことができません。でございませうから、どんな注文であらうと、われわれの能力に應じて働きをするのがほんとうだと思つておられます。それから、先ほど、勤労者ばかりが源泉徴収で苦しむとおつしやつたけれども、しかし源泉徴収というものは、地方公共団体の徴税上の便宜でもありまうと同時に、われわれ勤労者としては、たつぷりふところへもつておいて、それからあとで課税されてそんなことなら使つたのじやなかつたと思つてもしかたがない。使つたあとから市民税を出すとということよりも、なるべく源泉徴収してもらつた方がよいという、こういう勤労者の希望をも認めておるのです。しかも一年分を一時にとるわけじやなく、わづ／＼あれを一箇月一箇月均分してとるようにもしておられます。それからもう一つ、非常にさかぬじみたことになりませうけれども、勤労者ばかりとおつしやるが、法として国会が御審議になつて納税の義務が発生したものを拂うのは国民の義務だと思つておられます。それを、ほかの人がとにかく拂つておらぬといふことをあなたも認めるから、勤労者ばかりといふ言葉が出るのじやないかと思つておられます。もしそうでございませうならば、勤労者ばかりが源泉徴収されて非常に弱つておるんだから、お前たちも納めてやつてくれとほかの人にお勧めくださつた方がよいと思つておられます。あなたに片

方脱税を認めているから、勤労者から源泉徴収するのは悪いということになるのであります。

○立花委員 先ほどの軍需産業の問題ですが、これは重大な問題ですから、よくとお聞きしておきます。岡野國務大臣は、日本の工場で軍需品を生産しても、それが利益になるならよいというお考えですか。

○岡野國務大臣 私は、軍需品であらうと何であらうと、とにかく外国から注文があるならば、それにどん／＼応ずるのが日本の経済の発展に資し、同時に八千万国民の生活の安定のよすがになるということ喜んでおられます。

○立花委員 日本の工場で軍需品をどんどんつくつてもよいというところは、うなずきます。これが利益になればかまわないとおつしやるのかどうか。

○岡野國務大臣 私は、先ほど申し上げましたように、日本に向く仕事があれば何でも外国から注文を受けた方が、日本経済界の発展のためになると思つておられます。

○立花委員 それでは軍需品でもつくつてよいと解釈してよろしゅうございませうね。

○岡野國務大臣 一体軍需品というのは何ですか、軍需品という定義をひとつ教えてください。

○立花委員 さいせんから三回ばかりあなたにあらまき年が寄つていないので覚えておると思つておられますが、たとえば眼鏡、パラシュート等つきから何回も読んでおられます。軍需品は読んで字のごとく戦争に使うものなんです。ポツダム宣言によれば、日本の工場では軍需品をつくつてはいけな

い、軍需産業はあつていけないということ規定されておる。ところが大臣が、ほかの国から注文があればもうかるからよいとおつしやることは大問題なんです、私は聞いておるのです。

○岡野國務大臣 逆説的に申しますれば、ポツダム宣言によりまして、われわれは被占領下になつておられますから、何ほ注文しようと思つても、向うもできませんし、こちらも應ずるわけに行きません。

○立花委員 そうなれば、あなたのお言葉は少し矛盾なんです、つくれないというにもなりません。あなたはさいせんから……

○岡野國務大臣 ですから、つくれないけれども、つくり得るならばつくつてもうけた方がよいというのです。

○立花委員 もう一つ最後にお聞きしておきます。人民の負担の問題ですが、岡野國務大臣は、現在住民税が納まつていないという問題は、国会でどうお考えなのか。あなたは、国会で税法がきまつて納税義務が生じたら、これは納めなければいけないのだと言われておられます。なるほど納税義務は生じておられます。あなたたちが無理やり地方税法を通してしまひましたから納税義務は生じているかも知れませんが、しかし納められない現実をどうお考えになつておられるか。これは国民がサボつて自分勝手のことをやつて税金を納めないとお考えになつておられるのか、実際上若しくは納められないとお考えになつておられるのか、この点はどうなんですか。

○岡野國務大臣 事務当局からよく結果を聞きまして、そうして納められていない人があつたら、それに対して納められない事情をよく検討したいと思つておられます。

○立花委員 納められない事情なんかが個々の問題ではありませう、何十パーセントというものが納められていないのです。これはなぜ納められていないのか、サボつて納められないのか、酒を飲んで納められないのか、あるいは生活が困窮して納められないのか、これがわからないようでは政治ができません。ただ単に、多数で押切つて地方税法を通した。それを地方でまざるを国民は納めるべきだ、それを納めないやつは源泉徴収でみなとつてしまふというのでは、これは強圧的な政治なんです。だから今莫大なものが納まつていないのです。これをあなたはどういうふうに理解されているか、これは事務当局の問題じやないのです。

○岡野國務大臣 納められておるのです。

○立花委員 そんなばかながあるのですか。納められていないかいないかということを言つておるのではなしに、納められていないものが何十パーセントかあるといふことを私は言つておるのです。

○岡野國務大臣 それはおそろく地方自治団体の方で手心していろ／＼やつておることだと思つておられます。私は、税法にいたしまして国会の審議を経て法律になつた以上は、やはり納税者は納税すべきである。しかしながら税法にも特例がございまして、非常に困つた人には免除するとか減免するといふようなこともありますから、個々の地方団体において、適当にそれを処理してやつておることだと思つておられます。

予算はどうするんだ。それは岡野さん
どういうふうにお考えですか。

○岡野國務大臣 承つておきますと、
結局直接住民からとらないで、国家か
ら出したらいじやないかというよう
な御意見と伺いますが、そうでござい
ますか。

○立花委員 そうです。
○岡野國務大臣 そうしますと、国家の
金も、やはり八千万日本国民から出た
税でございませうから、やはり結果は同
じことになるんじやありませんか。

○立花委員 そうではございませぬ。
たとえは預金部資金の余つております
金、こういうものを当面の国民健康保
険の赤字を埋めるため、あるいは国民
健康保険の運用を、ほんとうに人民が
喜んで行けるような組織といたします
ために出していただきまして、国民
の直接の負担はふえないわけです。と
ころが、そうではなしに税金の形でと
られますと——当面四月一日から税金を
とられますので、これは重大な負担に
なる。これは決して机上の論議じやご
ざいませぬ。四月一日からたちまちさ
いふの中の金が減るか減らないかの問
題で、具体的な問題です。こういうこ
とを単に何も関係がない、国家の金も
税金で納めた金なんだから、これは同
じ税金だから国民健康保険税でつて
もかまわないじやないか、こういうこ
とには貧乏人の家計は参らないので
す。

○岡野國務大臣 どうもおかしなこと
を伺います。預金部資金で赤字を埋め
たらいいだろ、これは私はまつたく
あなたの常識を疑う。預金部資金とい
うのは何んですか、零細な預金です
よ。この国民の預金を政府が大事に預

つて、そうしてそれをいつでも必要な
ときには拂いもどしてやらなければな
らない義務がある金なのです。それを
健康保険が赤字が出たからといって赤
字に使つて行つたら、それじや預金部
資金、郵便貯金はだれがどうして返す
のですか。

○立花委員 あなたの常識を疑いま
す。それじや預金部資金はどこへも貸
していいのですか。またいつでも拂
えるように全部政府が握つておるので
すか。

○岡野國務大臣 貸すことは貸しま
すけれども、これをいつて赤字埋めには
できません。
○立花委員 私はさいせん申しました
ように、国民健康保険をほんとうに政
府の支出によつて、住民が安心して病
氣の場合には医者にかけられるような組
織にするために、預金部資金の金を使
えと言つておる。しかも現在数億の
預金部資金の余剰金があるわけです。
ですからこれをお使いになれば、今税
金をおとりにならないでもやつて行け
る。これだけでも国民の負担は非常に
軽くなる。ほんとうにあなたが庶民階
級の生活を守るための社会保険として
の国民健康保険を確立なさろうとする
ならば、今でもとれないような金を税
金の形で取上げるといふようなことを
なさらずに、そういう方法をお考えに
なるのが、ほんとうの意味の社会保険
としての国民の金を生かす道ではない
か、そういうことを言つておる。

○岡野國務大臣 不幸にして立花さん
の御意見には賛同できない、と申しま
すことは、はつきり申し上げれば、預
金部資金に余剰金があることは事実で
す。けれども預金部資金は、御承知の

ように、われ／＼も月十円とか百円と
か預けて、そうしてわれ／＼が病氣に
なつたときにはそれを引出して医者に
かかる。こういうような自分自身のほ
んとおきの命から二番目の
財産です。その財産は政府としては十
分確実に返してもらえるという見込
みがあるわけでは、貸出しも何もでき
るものではないと、でございませぬ
から、預金部資金はなほたくさんご
ざいますけれども、これはみなごく零
細な資金が集まつておるのです。国民
が血の汗を出してかせいだものをため
ておるのですから、それを返す見込
のないところにつき込んで赤字埋めに
せよといふことは、これは私は常識的
には賛同できないのです。

○立花委員 あなたのおつしやるよう
に、預金部資金の金は国民の零細な金
だから、勤労階級が何十円か何百円か
ずつ集めた金だから、勤労階級の困つ
ておるときには、勤労階級のためにお
使いなさい。特に国民健康保険のよう
な社会政策の困難しておる場合には、
この金をこそお使いなさい、そういう
ことを言つておるのです。たとい国民
健康保険に百億や二百億の金をまわし
まして、決して預金をした人の拂い
もどしができないというわけのもの
はございませぬ。と申しまして、国民
健康保険がそう危険な経営かと申しま
すと、そう危険な経営でもないわけな
らば、現在預金部資金がどん／＼金を
貸しておりますが、これよりも国民健
康保険の方が危険だということ、ど
こにも論証されておりませぬし、また
事実をどうではないと思ひます。たと
えここに預金部資金の金は、住宅金融
公庫あるいは銀行——銀行にも大分貸

しておるようですが、銀行へ貸したら
確かに、国民健康保険に貸したら不確
かだといふことはどこにもないわけ
です。だから預金部資金の金はあなた
の言われるように、零細な金だから、そ
ういふものが集まつた金であればある
ほど、貧乏人が困つておる場合には、
医者にかけられないで死んで行くかもし
れない、そういう状態にまで貧乏人が
困つておるときには、そういう余つて
いる金があれば貸せばよい、こういう
ことを言つておるわけでは、

○岡野國務大臣 これは私が先ほど申
し上げましたのでよくわかつたと思ひ
ます。とにかく零細な、政府が預かつ
ている預金部資金を、健康保険の赤字
埋めにせよ、こういうことは私として
は絶対にできない相談であります。また
そうすべきものじやないと思ひます。
もしあなたのおつしやるように、これ
が返せる金だといふならば、今赤字が
出ようはずがないのです。どうしても
困つてやつていけないから税にでもし
てとつて、そうして健康保険の財政を
充実にしよう、(うういふこと)なん
ですから、私はあなたとは相当意見が違
うのです。少くとも預金部資金を使つ
て、そうして助けてやれといふこと
は、これはもう議論にならないと思ひ
ます。よくひととお考えください。

○立花委員 どうもおかしい、国民の
零細な金を集めた——貧乏人が出した
金なんです。だから貧乏人が困つて
るときにこれを使えばよい。たといそ
れが返されなくてもそれは納めた国民
が納得すればそれはそれでよい。とこ
ろが国民の出した金を銀行へ貸して
おるじやありませんか。あなたは銀行
屋さんだから銀行へ貸したいかもしれ

ませんが、国民から集めた金を銀行屋
へ貸す必要はない。ところが銀行屋へ
は四百億円も貸してあるじやありませ
んか、そうして実際にこの金を出した人
が医者にかけられないで死んで行く
というような場合に、なぜこの金をお出
しにならないのか、ほんとうにそうい
うところへ金を使つて、ほんとうにそれ
が人民のために役立つ、その上でた
とい返つて来なくてもそれは人民は納
得いたします。しかし自分たちが困つ
ているのに貸してくれないで、銀行屋
へ四百億円も貸してある、こういうこ
とでは人民は納得しない。

○岡野國務大臣 それはやはり経済上
の情勢をあなたはあまり御存じないか
らそういう議論が出て来るのであつ
て、預金部資金を運用しますのには、ど
こへ貸そうとするか、どうございまし
ょう。とにかく私自身としましては、零
細な資金をいつでも返せるような準備
しておいて、そうしてその元手がなく
ならぬようにして行くというのが、預
金部を運用して行くところのわれ／＼
の方針でございませぬ。でございませ
ぬから、銀行へ貸してあるのが幾らある
かは存じませぬ。しかしあちらこちらへ
預金部資金はまわしておりました。こ
れはしかし預金部資金の運用委員会
を預かつておるが、それがなくなりつ
ては、いづれでも国民に御迷惑をか
けずに返して行けるという見込みが立
つ事業並びに会社あたりへ預金部資金
は運用してあるでございませぬ。で
ございませぬから、預金部資金は一つ
の銀行みたくなものですから、そのお
金を慈善とは言ひませぬけれども、慈善
とかもしくは赤字とかいふものにつ

しておるようですが、銀行へ貸したら
確かに、国民健康保険に貸したら不確
かだといふことはどこにもないわけ
です。だから預金部資金の金はあなた
の言われるように、零細な金だから、そ
ういふものが集まつた金であればある
ほど、貧乏人が困つておる場合には、
医者にかけられないで死んで行くかもし
れない、そういう状態にまで貧乏人が
困つておるときには、そういう余つて
いる金があれば貸せばよい、こういう
ことを言つておるわけでは、

○岡野國務大臣 これは私が先ほど申
し上げましたのでよくわかつたと思ひ
ます。とにかく零細な、政府が預かつ
ている預金部資金を、健康保険の赤字
埋めにせよ、こういうことは私として
は絶対にできない相談であります。また
そうすべきものじやないと思ひます。
もしあなたのおつしやるように、これ
が返せる金だといふならば、今赤字が
出ようはずがないのです。どうしても
困つてやつていけないから税にでもし
てとつて、そうして健康保険の財政を
充実にしよう、(うういふこと)なん
ですから、私はあなたとは相当意見が違
うのです。少くとも預金部資金を使つ
て、そうして助けてやれといふこと
は、これはもう議論にならないと思ひ
ます。よくひととお考えください。

○立花委員 どうもおかしい、国民の
零細な金を集めた——貧乏人が出した
金なんです。だから貧乏人が困つて
るときにこれを使えばよい。たといそ
れが返されなくてもそれは納めた国民
が納得すればそれはそれでよい。とこ
ろが国民の出した金を銀行へ貸して
おるじやありませんか。あなたは銀行
屋さんだから銀行へ貸したいかもしれ

込んで、そうして一体ほんとうに国民が納得しますか、筋が通りますか。預けた人間というものは不安でしようがない。郵便貯金をするのだから、郵便貯金をそんな方にかつてほうだに政府の考え方、国会の意思でどこへでも送り込んでしまつて、困つていられる人間を助けるのであるからよいじやないか、それはなるほど私個人のお金なら、それが困つた、けがをした、百円やる、それは自分だけの意思で決定すればよいのですけれども、しかし預かつている方の政府に対しては、そういう考えにはなれませんから、これは御議論がちよつと飛躍していると思ひます。

○立花委員 議論が飛躍しているのはなしに、岡野さんはあまり貸したくないからそう言つておられるのだらうと思ひますので、この問題はこれくらいにしておきますが、やはりさいせん言ひました、根本的な問題を岡野さんははじめに考へていただきませんか、たとえば今問題になつております税法の改正の問題でも、国民健康保険一つとりましても、やはりそういうふうな国家財政と非常に緊密な関連がありますし、当面問題になつておりました預金部資金の問題にいたしまして、これがなぜ貸してほらないのかという議論が非常に大きくあるわけですから、今国民健康保険と税の問題になりまして、国民健康保険は返してほらないから貸さないのだとおつしやいませしたけれども、そうしたら返してほらない返通しのあるところへは貸すのか

という問題も起つて来るわけです。だからそういう観点に立ちますと、たとえば地方の公共事業、こういうものは返せる見通しがありますので、そういうものにはお貸しになるつもりがあるのとおつしやいませなるわけです。たとえば今度の地方起債は四百億に限定いたしておりますが、そのほかに返せる見通しのあるところであれば、お貸しになるのかどうか、あるいは災害等の場合にも、特別にこの起債を四百億のほかに認められるつもりなのかという問題も起つて参ります。従つてどういたしまして、具体的には地方の財政の問題と、国家財政の問題とは、かみ合つていられるわけです。ですからやはりそういう問題をもつと真剣にお考へ願ひたい。国家財政の問題だから大蔵大臣に聞いてくれと言われるのじやなしに、あなたは、やはり最初私の質問にお答えになりましたように、国家財政と地方財政の結びつきを十分お認めになつていられるのであるし、ことに最近の国家財政の窮乏から、それは地方財政にしろ寄せられて来ているということもお認めになつていられる。すなわち国民健康保険の税金なんかは、その最も端的な現われだ。最後にはそういうふうなところにおちついて来るのだから、そういうものをなくしようとするには、やはり国家財政の問題を問題にしなければいけません。何とかして預金部資金の金を地方に出すことはできないものか、あるいはその他の金を地方にまわすことはできないものか、そういう問題をまずお考へくださいませんと、結局あなたがおつくりになつた、もうしようがない、最後には国民健康保険の税金も取つちまおう、これはいつち

もさつちも行かないものだといふふうな話がおちつきまして、議論の余地も何もなくなつてしまつたわけです。あなたがおつくりになつたものを、委員会としてはおつしやいませなければならぬやうな状態になる。私もそれはそれやうのみにするのではなく、こゝまで処置係におつしやいませ前に、国家財政との関係におつしやいませ、もう少し考へるべき問題があるのではないか。それをあなたはおつしやいませ、もうそういう問題は関係ないのだ、大蔵大臣に聞いてくれ、おれが出した案が最良だ、これで行つちまおうというのでは、これは議論にも何にもなりません。あなたはだてや酔狂でそこに来ておるのではないと思ふ。私たちが意見をお聞きになり、とるべきことをおつくりになるために、私は来ておられるのだらうと思ふ。ですから、でき上つたものを委員会に押しつけるといふ態度じやなしに、やはり関連のある国家財政のあり方の問題についても、十分慎重にお考へ願ひたいと思ふのです。その態度をとつていただきませんと、いくらこれはやつておりましたも並行線、議論の余地がありません。あなたが、自分の出して来た源泉徴収あるいは国民健康保険の税金の創設、こういうことだけで、ほかに絶対的に余地はないのだといふふうにお考へになられましては、私も議論をすなはち余地も何もありませんので、そういう態度でなしに、やはりこれからお互いに具体的な問題で議論をいたし、意見を交換して、改められるところは改め、撤回するところは撤回して、より以上の案をつくれればよいのじやないかと思ふのですが、どうなんですか。こ

れからも一方的に上から案を押しつけて行くといふお考へでお臨みになるのか、もつと率直に私たちと意見を交換なさるおつもりなのか、イデオロギーが違つたら意見をお述べにならないといふおつもりか、それを最後にひとつはつきりしておいてもらひたい。

○岡野國務大臣 政府といたしましては、法案を出しますまでには、相當な検討をしておりますから、とにかく井戸のかわつたやうな知らずといふふうな、自分自身で検討だけはやつてしまつたものでは、出しました法案はやはり一番いい案だと私は考へております。しかしそれはわれわれ提案者の意見でございませぬ。その提案者の意見が、はたして国民の代表者であられる国会の御審議が願ひたい、いか悪いかを判別していただき、また悪ければ直していただき、よければほめていただき、こういうことのために国会へ出すわけでありませぬから、あなたのような御心配はいらぬと思ひます。ですから十分御議論なさることにはけつこうでございませぬ。けつこうでありませぬが、ただいま申し上げましたように、国民健康保険の問題につきましても、預金部資金をやつたらどうかという御議論があります、われわれも、そういう御議論が預金部資金といふものは、そういう赤字埋めには使つてはできませんと申し上げるわけです。

○立花委員 これは具体的に申すのでございませぬが、預金部資金の問題が、大分最近問題になつて参りました、これは地方といたしましては当然なことだと思ふ。地方から集まつた金を貸してくれといふのは当然だと思ふ。だから、地方が困つていられるからこれを貸してくれといふのは当然だと思ふ。だからこの問題が大分問題になつて参りました、最近では資金運用部の運用のための特別の委員会ができるというやうなところまで、機が熟して来ているやうなところまで、だから赤字埋めだから使われないのだといふやうな、非常に限定された狭い考へ方で問題になるのじやな

るわけでありませぬ。それが四百億で足りるか足らぬかといふことは別な問題であります。もしこれが國家の金融財政政策の他いろ／＼な観点から見まして、このわくを広げて預金部資金を利用するといふことがいいとおほしめして、また皆様方がそういうふうな御決議なされば、またそれも一つの方法でございませぬ。しかし私に私がかの国民健康保険の問題について申し上げることは、先ほども申し上げましたように、一つの社会保険でございませぬから、少くとも個人々々が医者にかかるよりはいい制度だと思ひます。それからそれに対して、今まで何も庶民階級ばかりからとつておるわけでもありません。金持ちからもとつておる。また金持ちに対しては充分、すなわち金がたくさんあればよいけいといふ少なければ少く済ませる、こういうやうな社会主義的の徴收方法もちやんと講じておられますから、私はこの案でけつこうだと思ひます。どうせ今までも保険料として拂つておられたものを税にかえただけのことでありませぬ。

○立花委員 これは具体的に申すのでございませぬが、預金部資金の問題が、大分最近問題になつて参りました、これは地方といたしましては当然なことだと思ふ。地方から集まつた金を貸してくれといふのは当然だと思ふ。だから、地方が困つていられるからこれを貸してくれといふのは当然だと思ふ。だからこの問題が大分問題になつて参りました、最近では資金運用部の運用のための特別の委員会ができるというやうなところまで、機が熟して来ているやうなところまで、だから赤字埋めだから使われないのだといふやうな、非常に限定された狭い考へ方で問題になるのじやな

しに、さいせん言いましたように、ほんとうに社会保険制度として国民健康保険制度を確立するのだという建前から、その基金として何かの金を資金運用部を出して、その基礎的な確立をはかるのだという建前であれば、この資金運用委員会の方の見解として、これはあながち頭から拒絶するよきな問題でもないと思ひます。そういうふうな角度から問題をお御検討なさつて、私が言つておきますことを、単に十七億赤字があるから、それを預金部資金から持つて来て、あと返さないでそれで埋めるのだというように狭く解さないで、ほんとうにあなたの言われているような、国民の健康を守るための社会保険制度を確立するのだという建前から、何らかの手はないかというところを、ひとつ後検討願ひたいと思ひます。

○岡野国務大臣 やつとわかりました。赤字があるのだが、しかしこれは社会保険制度でいいことである、たまたまどうも金がないのだ、預金部資金が余つてゐる、では預金部資金を持つて来て一時流用したらいいじゃないか、こういう後意見のように伺ひました。私自身といたしましては、それはまた別に方法があると思ひます。と申しますことは、ある公共団体において保険料が滞つて、どうしてもやつて行けぬ。保険料は、これからとらうと思つてもとれない、かあしれないけれども、その公共団体の財政としては、將來この金は何年後には返せるという見通しでもあれば、その地方公共団体が有意義において起債をして、それを国民健康保険の赤字埋めにする。し

かしその起債に對する責任は、すべての事業を一切した公共団体がこれに對して返すというふうな見込みを立てる、こういうことなら、また方法も出て来ると思ひます。先ほどから伺つてきたのは、国民健康保険は今徴収ができなくて、非常赤字になつてしまつてきなくて、非常赤字として預金部資金を寄附のような意味で出したらどうか、こゝろ私は受取つておつたものですか、御答弁がくはくはになつたと思ひます。

○立花委員 大分わかつていたから国民健康保険の問題ですが、国民健康保険が行き詰りました原因の一つは、さいせんから申し上げておきますように賃金が少いということなんです、もう一つは病人がやたらに多くなつたということなんです。この問題も、やはり国民健康保険の問題を、ほんとうに社会制度として確立する場合に、お考えにならないければならぬ問題だと思ひます。病人が最近急激にふえておられます。国民健康保険医のところにも参ります患者が急激にふえておるわけなんです。これは、決して日本人が何か不衛生をやつたり、あるいは特にけがをするような生活をしてゐるためとは、私には思へないので、病人が特にふえたという問題を、大臣はどういうふうな理解なさつておられるのか。これは私は社会的な問題だと思ひますが、この問題を大臣はどういうふうにお考えになつておられるか。それによつて国民健康保険のあり方も非常に違つて来ると思ひます。

思想が国民に非常に普及しまして、早め早めに医者にかかるようになつたといふこと、それからまたもう一つは、健康保険に入つておれば、普通で出す医療費よりも安く行くからといふこと、普通の町医者にとん／＼行くよりは健康保険の方を利用するといふことが多くなつた、そういう意味で健康保険の方に患者がたゞさん集まる、こゝろ私は了解しております。

○立花委員 私どもの統計では、患者がふえましたのは最近の労働強化による傷害、それからそれに伴ひます病、こゝろいろいろものが特に目立つてふえているわけなんです。こゝろなつて参りますと、やはりこれは単に個人的な責任ではありませんで、明らかに日本経済のあり方、日本社会の構成の仕方、こゝろいろいろところから罹病率がふえて来ておる、患者その他がふえて来ておる。従つてそこら国民健康保険の破綻する大きな原因が出て来ておる。だからこゝろいろいろ問題を本質的につかみになりますと、こゝろいろいろところから出て来ておるこの国民健康保険の破綻、こゝろいろいろものを救う解決の方向は、国民健康保険の創設の方向ではないに、やはり国家的な負担といふことが考えられなければならぬのじやないか、こゝろ考えておられます。だから国民健康保険税をお考えになる場合も、どういふ点で現在の国民健康保険が破綻して来たのか、その根本的な原因はどこにあるのか、それをカバーするために個人的な負担を強制する形で解決するのか、あるいは国家的な社会的な規模で解決するのが正しいのか、こゝろいろいろ問題にまで関連して参りますので、病人がふえて来たといふこ

と、それから賃金の問題、これをもう少し詳細にお調べ願ひたいと思ひますし、私たちが判断できません資料を、ひとつ次の委員会までに御提出願ひたいと思ひます。

○農野政府委員 立花さんから受診率の問題があつたわけでありまして、同じように国民健康保険組合をつくつておりましたも、被保険者一人当りの受診率といふものが非常に高くないであります。その理由は地域的な風土の関係にもよるわけでございますし、あるいはまた衛生思想の普及の点にも関係いたしますし、あるいは国民健康保険組合が設立されてから、日が浅いかどうかといふ点にも関連すると思ひます。御参考として昭和二十四年度の実績を申し上げますと、全国平均が被保険者一人当り七九・五七でありまして、これが受診率の一番高いところになりますと、佐賀県では一四四・九といふやうな数字が出ておられます。低いところになりますと、たとえば北海道あたりでは三七・八であります。あるいはまた岩手県では五四・六といふやうな数字を示しておるわけでございます。従ひまして単に労働強化といふことだけでは、この問題を説明し盡されないのではないかと考えておられます。なおまた保険料を国民健康保険税といふやうな形にかえます結果、いたゞらに苛徴請求されるのではないかとこゝろふやうな気持ちも、お持ちになつておるやうでありますけれども、税にかえますことによつて、各個人の負担といふものを、総合的に市町村の議会において判断されるのはなからうかといふやうに考えておるわけでありまして、現在

の国民健康保険組合法におきまして、保険料といふものがある程度應能的にとるやうにいたしておられますし、さらにまたこの保険料につきましては、税に次ぐ優先順位を與えておられて、強制徴収の制度を認めておるわけでありまして、ところが保険料といふ言葉のせいでありまして、必ずしも貧しくなくても、ゆたかでありまして、この保険料を簡単に支拂つてくれないといふやうな事情もございまして、この税といふ名前に切りかえることによつて、相互扶助の精神といふものが、もつと徹底して来るのではなからうかといふやうな考え方を持つておるわけでありまして、言いかえれば、国民健康保険組合の相扶共済の精神といふものを、組合員にもつと徹底させながら、ゆたかな人たちもまたその能力に應ひまして、正確にこの費用を分担して行つてもらひたいといふ考え方を持つておられます点も御了解願ひたいと思ひます。

○立花委員 ではこの国民健康保険税といふのは、累進でできるのですか。○農野政府委員 御承知のように、この保険税の課税の仕方につきましては、資産割と、それから所得割と被保険者均等割と世帯別平等割の四つの方法をとつておられます。従ひまして資産割と所得割は、おのずからそれらの資力に応じて課税されるということになつて参るわけでありまして。

○立花委員 私どもは現在の賃金ペー

スの額あるいは最近の社会的な労働強

化あるいは勤労階級に對する社会的、

経済的圧迫、こゝろいろいろものから考えま

ます。あなたの言われる相互扶助とい
うのは、これは国民全体の最低生活が
保障されて、ほんとうに文字通り明る
い文化的生活をしておる場合は可能で
ありますが、そういふことがない場合
に、相互扶助といふことを申しまして
も、それは貧乏人同士が集まりまし
ても、よけい苦しい結果になりますの
で、これは現状を無視した課税であ
ります。私もはさういふふうにお考
えておる。私もあなたと議論するわけ
ではありませんが、あなたのあげた資
料から必ずしも労働強化ではないとい
う結論はまだ出て来ないと思ひます。

あなたのあげた資料では佐賀県が非常
に多い、それは佐賀県に多いか、なぜ
北海道に少ないか、これはお調べになつ
たかどうか。

○**奥野政府委員** これは受診率の差
を、もう少し申し上げますと、大阪で
は八九・五三%、兵庫県が七九・五%
というふうな数字になつておるわけ
であります。受診率の問題は、この国
民健康保険組合の制度を利用する程度
が高まつて来るか、高まつて来ないか
という問題であつて、一つはやはりこ
の制度が十分に住民に理解されてお
るかどうかが重要な問題であつて、
この受診率の差を来しておる原因と
思ひます。さらには衛生思想であ
りますとか、風土の條件というふうな
問題が、大きな影響をなして来るだ
らうと思ひます。労働強化のことをお
しやるのでしたら、私はむしろこれは
国民健康保険の問題ではなく、健康保
険の問題をお調べになつた方がよろし
いのではないかと考へております。勞
働強化の結果、受診率が高つて参りま

すならば、それは、健康保険組合にお
てはあるいはあるかも知れませんが、
国民健康保険組合の実績だけでは、今
おしやるようなことはすぐに数字の
上に見られて来ないのではないかと
思つております。

○**立花委員** 私は労働強化と申しま
したが、労働強化だけを取上げたわけ
ではありません。労働強化を典型的な
ものとして申し上げたのでありまして、
労働条件の悪化、生活の窮乏という
ものが、いろいろな病気をより一層多
く発生させておる、こういうことが私
は言へると思ふ。だから単に工場にお
ける傷害という問題——それは典型的
に現われますが、そうではないにやは
いろいろ／＼などにおける労働条件
の悪化、それは言いかえれば賃金にな
つて来るわけですが、賃金の問題から
結局はいろいろ／＼な病気が多数に発
生して来る。今賃金がたかさんもらえ
ますと簡単にいふのでありますが、そ
うでなしに買ひ薬で間に合はす、それ
でなれない場合には医者に行く。医
者に行きます場合も、二日でおきま
すか、やはり無理をしておられますか
ら、一週間もかかるといふふうには、
ういふところから罹病率が多くなつ
て来ているのじやないか。賃金を典型
的に低くして生活が非常に苦しくな
ておる、そこから医者にかかる必要
がど／＼／＼ふえて来ておるわけ
です。

○**奥野政府委員** 国民健康保険組合の
受診率が、最近だ／＼と高くなつて
来ておられます。これは厚生省関係の
人たちは、保健衛生の思想が普及して
来た結果であり、また国民健康保険組
合の制度というものが、十分に理解され

て来た結果である、現在でも受診率は
不足である。現在の衛生状態から考
えて、もつと受診率が上がるように、こ
の組合の制度が利用されなければなら
ない。おそろくさういふ意味合いにお
いて平均率が百パーセントを越えるよ
うになるだろう、また越えることを目
標にして、われ／＼はこの制度の精神
というものを、住民に理解させるよ
うに持つて行かなければならない、こ
ういふ考へ方の行われておると思
ひます、御了解願つておきたいと思
ひます。

○**立花委員** それはお役所的な見方
で、それではもつと広めて言つてお
きますが、労働者の労働条件だけじや
なしに、農村における生活の窮乏、こ
ういふものが、やはり国民健康保険の
受診率を高くして行く最も大きな原因
ではないか、だから、さういふ原因が
根本的にどこにあるのか、国民健康保
険を利用したら得たという考へ方が普
及して来たから、受診率が高くなつ
て来たのだというふうなことは、根本
的な対策が出て参らないと思ひます。
やはり農村における生活条件、ある
いは労働者の生活条件の窮乏という問
題をお考えにならないと、根本的な本
質がわからないし、従つて対策も違つ
て来るのじやないかと思ひますので、
私も納得できます資料をひとつお示
し願ひたいと思ひます。

○**奥野政府委員** 受診率の資料は差上
げるようにいたしたいと思ひます。な
お国民健康保険税をつくり出すこと
によつて、先ほどしば／＼大臣がお話
になりましたように、せつかく国民健康
保険組合が設けられておつても、十分
に医者に見てもらえない、こういうこ

とでは困りますので、国民健康保険組
合が成り立つように、保険料の徴収の
制度を改めまして、国民健康保険税と
して徴収して行く、かた／＼この相互
共済の精神というものを、税の形にお
いてもつと徹底して、設定して行き
たいといふふうな考へ方を持つて行
くわけでありませぬ。なおしば／＼これ
市町村単位の組合にしない、むしろ
国民単位の組合にした方がよい、じ
やないかといふような考へ方をお持ち
になるように、私には想像されるわけ
ですが、もとより考へ方はいろいろあ
るだろうと思つておられます。ただ、た
だいま考へておられますのは、税制の面
でございまして、この国民健康保険組
合というものは、市町村の区域を基礎
にして組合をつくることになつてお
ります。将来これがどういふ形にな
つて参りますかは、一つの問題がある
わけでありませぬけれども、国がこれに
関與いたしませんもの、従来は事務費の
一部だけを負担しておつた。それを二
十六年度からは事務費の全額を負担し
ようとしておられるわけでございます。
こ
ういふ制度を順次発展して行かなく
ればならぬのでありますけれども、そ
の発展させる方法は、国民健康保険組
合法の検討を通じて、いろいろ／＼と
進歩させられて行くのであらうとい
うことを期待して行つておられます。

○**立花委員** 私は何も村でつくつちや
いけない、国家でつくつた方がよろし
いといふことを言つておられますので
で、そのやり方です。現在もよろし
いから、さういふ拂えないものを、よ
う一層法的な強制をもつてとるとい
う解決の方法は間違つておるといふこ

を言つておるだけでありませぬ。しかも
この考へ方はそれだけに出ておるの
ではなくて、住民税の問題も出てお
ります。住民税はもうすでに何十パー
セントも拂えない。これは拂おうと思
つても拂えない。それを今度は源泉徴
収で無理にとつてしまふ、こういう考
え方が国民健康保険税にも出てお
るし、住民税にも出ておる。これでは美
情に沿わないのではないか、住民の生
活を圧迫することになるのではない
か、事実上は、拂えないものを無理に
とられるのだから、これは何といつ
ても圧迫なんです。だからさういふ解決
の方向ではないに、拂えないものはそ
のまま事実を認めてやつて、ほかの
法で解決して行くといふふうには、考
え方をかえてもらわなければならぬ。
これを国家的な規模でやらうと、町村
的な規模でやらうと、規模の問題が問
題ではないに、解決の方向が重大な問
題だと私は思ひます。

○**奥野政府委員** 国民健康保険組合
に、もつとたくさん補助金を国から
出したらどうかといふふうな御意見を
お持ちいかもしれませぬけれども、国
家予算案の問題に、その問題は、おちつ
つてのじやないだらうかと思ひます。た
だいま国民健康保険税の創設の形にお
いて提唱しておられますのは、国民健康保
険組合法のうちの中で運営されること
を期待しながら、その保険料を単に税
の形に切りかえるだけの問題でありま
す。ただその際に医療費の拂えない者
から税の形でとるのじやないかとい
ふに、お考えになつておられるのじや
ないかと、私思われるのであります。こ
れども、もとよりさういふ考へ方では
な、各世帯主から国民健康保険税を納

○**立花委員** 私は労働強化と申しま
したが、労働強化だけを取上げたわけ
ではありません。労働強化を典型的な
ものとして申し上げたのでありまして、
労働条件の悪化、生活の窮乏という
ものが、いろいろな病気をより一層多
く発生させておる、こういうことが私
は言へると思ふ。だから単に工場にお
ける傷害という問題——それは典型的
に現われますが、そうではないにやは
いろいろ／＼などにおける労働条件
の悪化、それは言いかえれば賃金にな
つて来るわけですが、賃金の問題から
結局はいろいろ／＼な病気が多数に発
生して来る。今賃金がたかさんもらえ
ますと簡単にいふのでありますが、そ
うでなしに買ひ薬で間に合はす、それ
でなれない場合には医者に行く。医
者に行きます場合も、二日でおきま
すか、やはり無理をしておられますか
ら、一週間もかかるといふふうには、
ういふところから罹病率が多くなつ
て来ているのじやないか。賃金を典型
的に低くして生活が非常に苦しくな
ておる、そこから医者にかかる必要
がど／＼／＼ふえて来ておるわけ
です。

○**奥野政府委員** 国民健康保険組合
の受診率が、最近だ／＼と高くなつて
来ておられます。これは厚生省関係の
人たちは、保健衛生の思想が普及して
来た結果であり、また国民健康保険組
合の制度というものが、十分に理解され

て来た結果である、現在でも受診率は
不足である。現在の衛生状態から考
えて、もつと受診率が上がるように、こ
の組合の制度が利用されなければなら
ない。おそろくさういふ意味合いにお
いて平均率が百パーセントを越えるよ
うになるだろう、また越えることを目
標にして、われ／＼はこの制度の精神
というものを、住民に理解させるよ
うに持つて行かなければならない、こ
ういふ考へ方の行われておると思
ひます、御了解願つておきたいと思
ひます。

○**立花委員** それはお役所的な見方
で、それではもつと広めて言つてお
きますが、労働者の労働条件だけじや
なしに、農村における生活の窮乏、こ
ういふものが、やはり国民健康保険の
受診率を高くして行く最も大きな原因
ではないか、だから、さういふ原因が
根本的にどこにあるのか、国民健康保
険を利用したら得たという考へ方が普
及して来たから、受診率が高くなつ
て来たのだというふうなことは、根本
的な対策が出て参らないと思ひます。
やはり農村における生活条件、ある
いは労働者の生活条件の窮乏という問
題をお考えにならないと、根本的な本
質がわからないし、従つて対策も違つ
て来るのじやないかと思ひますので、
私も納得できます資料をひとつお示
し願ひたいと思ひます。

○**奥野政府委員** 受診率の資料は差上
げるようにいたしたいと思ひます。な
お国民健康保険税をつくり出すこと
によつて、先ほどしば／＼大臣がお話
になりましたように、せつかく国民健康
保険組合が設けられておつても、十分
に医者に見てもらえない、こういうこ

めてもらいたい。医療にかかる人たちが医療費に困ることのないように、組合がありますれば、医療費の一部を負担するだけで済むわけでございませうので、そういう制度が円滑に行われますように、国民健康保険組合の財政的な基礎を、この形において確立して行きたいというふうに考えておるわけでありませう。

○立花委員 わくの中でお考えになつてゐるのはわかるが、わくをはずしてもう一度お考え直しになつたらどうかということをお言つてゐるわけでありませう。医療費の拂えない者からとるのじやないとおつしやいますが、これは体よく言えば五人組制度、責任を一般に転嫁するといふやり方と同じなもので、決してこれは富裕階級、今の支配階級が負担するといふ方向で行つていないことは明らかであります。だからそういう形で解決することは、收奪を一般化するだけなもので、決してこれはほんとうの意味の解決の方法じやない。だからそういうところまでわくを広げて、お考え願えないのかどうかということをお聞いおるわけなもので、わく内の操作だけでは、私どもは納得できないといふことを言つてゐるのであります。

○奥野政府委員 地方税法の一部を改正する法律案として提案してゐるわけなもので、もとよりこのわくをどうするかという問題はあります。あると思ひますけれども、それは国家予算案の検討なり、あるいは国民健康保険組合法の検討なりにおいてやつていただきたい、かような気持ちで申し上げてゐることを御了解願いたいと思ひます。

○立花委員 だから最初から奥野さんに国家財政と地方財政の関係、国家財政の地方財政へのしわ寄せ、こういうことをお認めになるかどうかということをお聞きして、そういう建前の上でこういう問題を既定の事実として私たちに持つて来られるのではなしに、そういう面で解決の方法手段をお考えになる余地があるかどうか、お考えになつておられるかどうか、見通しがあるかどうかということをお尋ねしてゐるのであります。

○前尾委員長 立花君、関連はありますけれども、関連といつたら全部に関連があるのだから、健康保険で検討すべきものは健康保険でやつてもらふのでなければ、国政全部をここでやらなければならぬことになりませうから、関連といふことをよくお考え願わないと困ると思ひます。

○立花委員 決して私、国政全部をやつてゐるのではなくて、健康保険の問題だけを聞きしたわけなんです、そういう観点からやはり関連がある問題は、やはり可能性の問題に関連のある限りさかのぼつて、可能性があるかどうかを私は検討する必要があると思ひます。その点をこまかしておいて、その点に触れないでこれはこゝらで打切りなんだから、このわくにはまつただけでやるのだというのでは、もうすでに地方財政は解釈のできないところまで来ているのじやないか。早い話が平衡交付金の問題ですが、平衡交付金のような、はつきりした問題になつて参りますと、これは明らかに解決の方法があると思ひます。これは明らかにおきませう。少くとも前の国会におきましては、この委員会全体が一つの決議をいたしました。

て、国家財政から出してくれということとをきめたのですから、現在のわくの中で考えるのではなしに、国家財政も考慮して解決の方法があるという結論が出てゐるのですから、必ずしも国家財政と切り離した小さいわくの中で考えなければならぬということはないと思ひます。そういう観点から、やはり広く可能性のある限りは追究して、議論をやる必要がある。そういう建前に立つていただきますと、何だかこの委員会がわくにはまつたものを押しつけられて参りまして、質疑応答をやりませうの形の上だけでやつて、日をつぶして、十日になればすぐ上げてしまふのだというようになつてしまふと思ひます。国民の声は議院に反映できないと思ひます。そういう観点から質疑はやつていただきたい。

○前尾委員長 しかしその関連という意味は、常識的にお考え願わぬと、どんなことでも関連はあるのですよ。だから私は関連があつてもやるなというのじやないけれども、関連の限度を常識的に考えていただかぬと、あらゆるものが関連があるのだから、そのつもりでやつて下さい。

○立花委員 そのつもりでやつてゐるので、そのつもりでお答えになつてゐるだらうと思ひますが、きょうはこれくらいでやめておきたいと思ひます。次にはそういう観点から、私たちは質問を続行するといふことを御了承願いたいと存じます。

○前尾委員長 それはいいのですが、この問題についてもですか。この問題は一応終つたのですか。

○立花委員 国民健康保険はいいです。

○前尾委員長 それでは本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十一分散会

昭和二十六年三月十三日印刷

昭和二十六年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 行